

第 76 回 税理士試験

〔 固定資産税 〕

解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 固 定 資 産 税

Z - 76 - K [第 一 問] 解 答

問 1 (25 点)

1. 負担調整措置の趣旨 [5]

負担調整措置は、固定資産税の税負担水準が地域や土地によりばらつきのある現状を踏まえ、課税の公平の観点から、負担水準の高い土地に対しては税負担を上昇させず、前年度の税額を据置き、あるいは引下げ、負担水準の低い土地に対しては税負担を上昇させ、税負担の均衡を図ることを目的とする制度である。

2. 課税標準額と負担調整措置

(1) 共通点

① 課税標準額 [2]

課税標準額の計算において、価格が基礎にされる点が共通する。

固定資産税の課税標準は、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格である。

＊ 価格とは適正な時価をいう。

② 負担調整措置 [7]

負担調整措置において、宅地等調整固定資産税額と下限の適用がされる点が共通する。

(イ) 宅地等調整固定資産税額

宅地等に係る固定資産税額は、当該年度分の固定資産税額が、前年度課税標準額又は比準課税標準額に、当該年度分の価格（住宅用地の特例の適用を受けるものにあつては、価格に特例率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(ロ) 下 限

宅地等に係る宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該年度分の価格に10分の2を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、当該固定資産税額とする。

(2) 相違点

① 課税標準額 [3]

課税標準額の計算において、住宅用地のみ、課税標準の特例の適用がされる点が相違する。

住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。住宅用地のうち、小規模住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

② 負担調整措置 [8]

負担調整措置において、住宅用地以外の宅地のみ、上限、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額の適用がされる点が相違する。

(イ) 上 限

商業地等に係る宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該年度分の価格に10分の6を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

(ロ) 商業地等据置固定資産税額

商業地等のうち当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る固定資産税額は、前年度課税標準額又は比準課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

(ハ) 商業地等調整固定資産税額

商業地等のうち当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る固定資産税額は、当該年度分の価格に10分の7を乗じて得た額を当該年度分の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

問 2 (25点)

1. 納税義務者

(1) 内 容 1

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。すなわち、固定資産税の納税義務者は所有者である。

(2) 所有者

① 原 則 4

(イ) 正しく登記されている場合

正しく登記されている場合には、登記簿に所有者（区分所有に係る家屋については、区分所有者とする。）として登記されている者をいう。

(ロ) 未登記の場合

未登記の場合には、土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

② 例 外 2

上記①の場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている国、都道府県、市町村等の固定資産税の非課税団体が同日前に所有者でなくなっているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

(3) 共有物 1

共有物に対する固定資産税については、その共有者が連帯して納付する義務を負う。

(4) 賦課期日との関係 1

固定資産税においては、賦課期日の現況により課税要件が確定することとされている。したがって、当該年度の賦課期日において、固定資産の所有者とされる者が納税義務者となる。

＊ 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

2. 事 例

(1) 事例(1)について 4

令和7年12月1日にAからBへ売買によって所有権が移転しているが、所有権の移転登記がされたのが令和8年4月30日であり、令和8年度の賦課期日において登記簿上の所有者はAであることから、Aが納税義務者となる。

(2) 事例(2)について 5

登記簿上の所有者であるCが令和8年度の賦課期日前に死亡しているため、令和8年度の賦課期日において当該土地を現に所有している妻D、子E及び子Fが納税義務者となる。また、相続人が2以上であるため、民法の規定により相続人D、E及びFの共有物として取り扱われ、D、E及びFが連帯して納付する義務を負う。

(3) 事例(3)について 7

家屋の附帯設備であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして、固定資産税を課することができることとされているため、当該附帯設備は特定附帯設備として、賃借人であるHが納税義務者となる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z－76－K〔第二問〕解 答

問 1 （25点）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
土地 X	10, 200円 〔1〕	146, 300円 〔2〕	292, 600円 〔2〕
土地 Y	526, 600円 〔2〕	537, 600円 〔2〕	537, 600円 〔1〕
土地 Z	25, 500円 〔2〕	112, 500円 〔2〕	114, 200円 〔2〕

計算過程

< 土地 X >

< 令和 5 年度 >

I 課税標準額 〔1〕

1. 本来の税額

$800,000円 \times \frac{1.4}{100} = 11,200円$

2. 農地調整固定資産税額

(1) 負担水準及び負担調整率

$\frac{700,000円}{800,000円} = 0.875 \quad 0.8 \leq 0.875 < 0.9 \quad \therefore 1.05$

(2) 700, 000円 × 1. 05 = 735, 000円

$735,000円 \times \frac{1.4}{100} = 10,290円 < 11,200円 \quad \therefore 735,000円 \geq 300,000円 \text{（千円未満切捨）}$

II 固定資産税額

$735,000円 \times \frac{1.4}{100} = 10,290円 \rightarrow 10,200円 \text{（百円未満切捨）}$

< 令和 6 年度 >

I 課税方法の判定

1. 三大都市圏の特定市に所在

2. 市街化区域設定年度（令和 6 年度）

∴ 市街化区域設定年度から課税の適正化措置

II 課税標準額 〔1〕

1. 本来の税額

$156,750,000円 \times \frac{1}{3} = 52,250,000円$

$52,250,000円 \times 0.2 = 10,450,000円$

$10,450,000円 \times \frac{1.4}{100} = 146,300円$

2. 市街化区域農地調整固定資産税額

(1) 原 則

$51,450,000円 + 52,250,000円 \times \frac{5}{100} = 54,062,500円$

$54,062,500円 \times \frac{1.4}{100} = 756,875円 \geq 146,300円 \quad \therefore 10,450,000円 \geq 300,000円 \text{（千円未満切捨）}$

III 固定資産税額

$10,450,000円 \times \frac{1.4}{100} = 146,300円 \text{（百円未満切捨）}$

< 令和 7 年度 >

I 課税標準額 〔1〕

1. 本来の税額

$156,750,000円 \times \frac{1}{3} = 52,250,000円$

$52,250,000円 \times 0.4 = 20,900,000円$

$$20,900,000円 \times \frac{1.4}{100} = 292,600円$$

2. 市街化区域農地調整固定資産税額

(1) 令和6年度課税標準額

① 仮定本則税額

$$52,250,000円 \times \frac{1.4}{100} = 731,500円$$

② 仮定調整税額

(イ) 原則

$$756,875円 \geq 731,500円 \quad \therefore 52,250,000円$$

$$(2) 52,250,000円 + 52,250,000円 \times \frac{5}{100} = 54,862,500円$$

$$54,862,500円 \times \frac{1.4}{100} = 768,075円 \geq 292,600円 \quad \therefore 20,900,000円 \geq 300,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

II 固定資産税額

$$20,900,000円 \times \frac{1.4}{100} = 292,600円 \text{ (百円未満切捨)}$$

< 土地 Y >

< 令和5年度 >

I 課税標準額 1

1. 負担水準及び判定

(1) 比準課税標準額

$$66,000,000円 \times \frac{33,280,000円}{64,000,000円} = 34,320,000円$$

$$(2) \frac{34,320,000円}{66,000,000円} = 0.52 < 0.6 \quad \therefore \text{宅地等調整固定資産税額}$$

2. 本来の税額

$$66,000,000円 \times \frac{1.4}{100} = 924,000円$$

3. 宅地等調整固定資産税額

(1) 原則

$$34,320,000円 + 66,000,000円 \times \frac{5}{100} = 37,620,000円$$

$$37,620,000円 \times \frac{1.4}{100} = 526,680円 < 924,000円 \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

(2) 上限

$$66,000,000円 \times \frac{6}{10} = 39,600,000円$$

$$39,600,000円 \times \frac{1.4}{100} = 554,400円$$

(3) 下限

$$66,000,000円 \times \frac{2}{10} = 13,200,000円$$

$$13,200,000円 \times \frac{1.4}{100} = 184,800円$$

$$(4) 184,800円 \leq 526,680円 \leq 554,400円 \quad \therefore 37,620,000円 \geq 300,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

II 固定資産税額

$$37,620,000円 \times \frac{1.4}{100} = 526,680円 \rightarrow 526,600円 \text{ (百円未満切捨)}$$

< 令和6年度 >

I 課税標準額 1

1. 負担水準及び判定

$$\frac{37,620,000円}{64,000,000円} = 0.58 < 0.6 \quad \therefore \text{宅地等調整固定資産税額税額}$$

2. 本来の税額

$$64,000,000円 \times \frac{1.4}{100} = 896,000円$$

3. 宅地等調整固定資産税額

(1) 原 則

$$37,620,000円 + 64,000,000円 \times \frac{5}{100} = 40,820,000円$$

$$40,820,000円 \times \frac{1.4}{100} = 571,480円 < 896,000円 \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

(2) 上 限

$$64,000,000円 \times \frac{6}{10} = 38,400,000円$$

$$38,400,000円 \times \frac{1.4}{100} = 537,600円$$

(3) 下 限

$$64,000,000円 \times \frac{2}{10} = 12,800,000円$$

$$12,800,000円 \times \frac{1.4}{100} = 179,200円$$

(4) 537,600円 < 571,480円 $\therefore$ 38,400,000円 $\geq$ 300,000円 (千円未満切捨)

II 固定資産税額

$$38,400,000円 \times \frac{1.4}{100} = 537,600円 \text{ (百円未満切捨)}$$

< 令和 7 年度 >

I 課税標準額 1

1. 負担水準及び判定

$$\frac{38,400,000 \text{ 円}}{64,000,000 \text{ 円}} = 0.6 \quad 0.6 \leq 0.6 \leq 0.7 \quad \therefore \text{商業地等据置固定資産税額}$$

2. 商業地等据置固定資産税額

$$38,400,000円 \geq 300,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

II 固定資産税額

$$38,400,000円 \times \frac{1.4}{100} = 537,600円 \text{ (百円未満切捨)}$$

< 土地 Z >

< 令和 5 年度 >

I 課税標準額 1

1. 本来の税額

$$13,200,000円 \times \frac{1}{6} = 2,200,000円$$

$$2,200,000円 \times \frac{1.4}{100} = 30,800円$$

2. 宅地等調整固定資産税額

(1) 原 則

$$1,716,000円 + 2,200,000円 \times \frac{5}{100} = 1,826,000円$$

$$1,826,000円 \times \frac{1.4}{100} = 25,564円 < 30,800円 \quad \therefore \text{下限の判定}$$

(2) 下 限

$$2,200,000円 \times \frac{2}{10} = 440,000円$$

$$440,000円 \times \frac{1.4}{100} = 6,160円$$

(3) 6,160円 $\leq$ 25,564円 $\therefore$ 1,826,000円 $\geq$ 300,000円 (千円未満切捨)

II 固定資産税額

$$1,826,000円 \times \frac{1.4}{100} = 25,564円 \rightarrow 25,500円 \text{ (百円未満切捨)}$$

< 令和 6 年度 >

I 課税標準額 ①

1. 住宅用地の判定

管理不全空家等に該当

∴ 住宅用地の特例なし

2. 非住宅用地

(1) 負担水準及び判定

① 令和 5 年度課税標準額

$$13,200,000円 \times \frac{4,400 \text{ 億円}}{7,920 \text{ 億円}} = 7,333,333円$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{7,333,333 \text{ 円}}{14,100,000 \text{ 円}} = 0.52 < 0.6 \quad \therefore \text{宅地等調整固定資産税額}$$

(2) 本来の税額

$$14,100,000円 \times \frac{1.4}{100} = 197,400円$$

(3) 宅地等調整固定資産税額

① 原 則

$$7,333,333円 + 14,100,000円 \times \frac{5}{100} = 8,038,333円$$

$$8,038,333円 \times \frac{1.4}{100} = 112,536円 < 197,400円 \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

② 上 限

$$14,100,000円 \times \frac{6}{10} = 8,460,000円$$

$$8,460,000円 \times \frac{1.4}{100} = 118,440円$$

③ 下 限

$$14,100,000円 \times \frac{2}{10} = 2,820,000円$$

$$2,820,000円 \times \frac{1.4}{100} = 39,480円$$

$$\textcircled{4} \quad 39,480円 \leq 112,536円 \leq 118,440円 \quad \therefore \quad 8,038,333円 \geq 300,000円 \rightarrow 8,038,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

II 固定資産税額

$$8,038,000円 \times \frac{1.4}{100} = 112,532円 \rightarrow 112,500円 \text{ (百円未満切捨)}$$

< 令和 7 年度 >

I 課税標準額 ①

1. 負担水準及び判定

$$\frac{8,038,333 \text{ 円}}{13,600,000 \text{ 円}} = 0.59 < 0.6 \quad \therefore \text{宅地等調整固定資産税額}$$

2. 本来の税額

$$13,600,000円 \times \frac{1.4}{100} = 190,400円$$

3. 宅地等調整固定資産税額

(1) 原 則

$$8,038,333円 + 13,600,000円 \times \frac{5}{100} = 8,718,333円$$

$$8,718,333円 \times \frac{1.4}{100} = 122,056円 < 190,400円 \quad \therefore \text{上限・下限の判定}$$

(2) 上 限

$$13,600,000円 \times \frac{6}{10} = 8,160,000円$$

$$8,160,000円 \times \frac{1.4}{100} = 114,240円$$

(3) 下 限

$$13,600,000円 \times \frac{2}{10} = 2,720,000円$$

$2,720,000円 \times \frac{1.4}{100} = 38,080円$

(4) $114,240円 < 122,056円 \quad \therefore \quad 8,160,000円 \geq 300,000円$ (千円未満切捨)

Ⅱ 固定資産税額

$8,160,000円 \times \frac{1.4}{100} = 114,240円 \rightarrow 114,200円$ (百円未満切捨)

問 2 (25点)

A市	B市	C市
493,600円 5	344,400円 4	987,300円 4

計算過程

I 各市町村の課税標準額

1. 船舶甲

(1) 価 格 1

① 令和7年度分

$800,000,000円 \times (1 - \frac{0.142}{2}) = 743,200,000円$

② 令和8年度分

$743,200,000円 \times (1 - 0.142) = 637,665,600円$

(2) 課税標準の特例 1

$637,665,600円 \times \frac{1}{6} = 106,277,600円$

(3) 配分価格 1

a 港

b 港

c 港

$\frac{4 \text{ 回}}{4 \text{ 回} + 2 \text{ 回} + 10 \text{ 回} (=16 \text{ 回})} = 26,569,400円$

*

$\frac{2 \text{ 回}}{16 \text{ 回}} = 13,284,700円$

$\frac{10 \text{ 回}}{16 \text{ 回}} = 66,423,500円$

$106,277,600円 \times$

* a 港 2回×2＝4回

2. 船舶乙

(1) 価 格 1

① 本体部分

(イ) 令和4年度分

$240,000,000円 \times (1 - \frac{0.142}{2}) = 222,960,000円$

(ロ) 令和5年度分

$222,960,000円 \times (1 - 0.142) = 191,299,680円$

(ハ) 令和6年度分

$191,299,680円 \times (1 - 0.142) = 164,135,125円$

(ニ) 令和7年度分

$164,135,125円 \times (1 - 0.142) = 140,827,937円$

(ホ) 令和8年度分

$140,827,937円 \times (1 - 0.142) = 120,830,369円$

② 改良費部分

(イ) 令和6年度分

$80,000,000円 \times (1 - \frac{0.142}{2}) = 74,320,000円$

(㍱) 令和7年度分

$$74,320,000円 \times (1 - 0.142) = 63,766,560円$$

(ハ) 令和8年度分

$$63,766,560円 \times (1 - 0.142) = 54,711,708円$$

③ 120,830,369円 + 54,711,708円 = 175,542,077円

(2) 課税標準の特例 1

$$175,542,077円 \times \frac{1}{6} \times \frac{1}{3} = 9,752,337円$$

(3) 配分価格 1

a 港

9,752,337円 ×

{

b 港

*

a 港

4 回 × 2 = 8 回

$\frac{8 \text{ 回}}{8 \text{ 回} + 10 \text{ 回} (=18 \text{ 回})}$

=

4,334,372円

$\frac{10 \text{ 回}}{18 \text{ 回}}$

=

5,417,965円

3. 船舶丙

(1) 価 格 1

① 本体部分

(イ) 令和5年度分

$$50,000,000円 \times (1 - \frac{0.162}{2}) = 45,950,000円$$

(㍱) 令和6年度分

$$45,950,000円 \times (1 - 0.162) = 38,506,100円$$

(ハ) 令和7年度分

$$38,506,100円 \times (1 - 0.162) = 32,268,111円$$

(ニ) 令和8年度分

$$32,268,111円 \times (1 - 0.162) = 27,040,677円$$

② 改良費部分

$$4,000,000円 \times (1 - \frac{0.162}{2}) = 3,676,000円$$

③ 27,040,677円 + 3,676,000円 = 30,716,677円

(2) 課税標準の特例 1

$$30,716,677円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 5,119,446円$$

(3) 配分価格 1

a 港・b 港

5,119,446円 ×

{

c 港

$\frac{5 \text{ 回}}{5 \text{ 回} + 5 \text{ 回} + 10 \text{ 回} (=20 \text{ 回})}$

=

1,279,861円

$\frac{10 \text{ 回}}{20 \text{ 回}}$

=

2,559,723円

4. 船舶丁

(1) 価 格 1

① 令和7年度分

$$24,000,000円 \times (1 - \frac{0.162}{2}) = 22,056,000円$$

② 令和8年度分

$$22,056,000円 \times (1 - 0.162) = 18,482,928円$$

(2) 課税標準の特例 1

$$18,482,928円 \times \frac{1}{2} = 9,241,464円$$

(3) 配分価格 1

a 港

b 港

c 港

{

$\frac{10 \text{ 回}}{10 \text{ 回} + 15 \text{ 回} + 5 \text{ 回} (=30 \text{ 回})} = 3,080,488 \text{ 円}$

$9,241,464 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 回}}{30 \text{ 回}} = 4,620,732 \text{ 円}$

$\frac{5 \text{ 回}}{30 \text{ 回}} = 1,540,244 \text{ 円}$

5. 課税標準額（千円未満切捨）

A 市 26,569,400円 + 4,334,372円 + 1,279,861円 + 3,080,488円 = 35,264,121円 ≥ 1,500,000円 → 35,264,000円

B 市 13,284,700円 + 5,417,965円 + 1,279,861円 + 4,620,732円 = 24,603,258円 ≥ 1,500,000円 → 24,603,000円

C 市 66,423,500円 + 2,559,723円 + 1,540,244円 = 70,523,467円 ≥ 1,500,000円 → 70,523,000円

II 固定資産税額（百円未満切捨）

A 市 35,264,000円 × $\frac{1.4}{100}$ = 493,696円 → 493,600円

B 市 24,603,000円 × $\frac{1.4}{100}$ = 344,442円 → 344,400円

C 市 70,523,000円 × $\frac{1.4}{100}$ = 987,322円 → 987,300円

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

本年度の本試験は理論、計算ともに比較的解答しやすい問題であったが、計算のボリュームが多かったため、理論でどこまで解答できているかがポイントとなると考えられる。

●合格ライン

〔第一問〕

理論に多くの時間を掛けられない問題であったが、重要度の高い論点や過去問で確認している論点からの出題であったため、合格ラインに入るためには、少なくとも7割強は必要になると考えられる。

〔第二問〕

解答要求事項こそ多かったが、全体的に平易な問題であったため、合格ラインに入るためには、すべての最終値を合わせるが必要になると考えられる。

また、問2も電卓ミスや集計ミスの余地はあるものの、内容的には平易な問題であったため、合格ラインに入るためには、すべての最終値を合わせるが必要になると考えられる。

合格ラインに入るためには、計算ですべての最終値を合わせていることを前提に、理論で7割強取れば十分であると考えられる。結果、合計で86点程度がボーダーライン、92点程度が合格確実ラインになると予想される。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
86 点以上	－	次の科目に進みましょう。
70 点～85 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
69 点以下	－	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。